

新型コロナウイルス感染症対策 借入金に係る利子の補助により「実質無利子化」

京都府では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した病院が、当面の運転資金を確保するために、金融機関から融資を受けた際の金利負担の補助を新たに実施しますので、お知らせします。借入日から令和2年12月31日までの間、実質的に無利子にすることとしております。

1 補助対象者

病院

※ 国立大学法人、国立病院機構、地方公共団体、地方独立行政法人は除きます。

2 補助対象

- ・ 令和2年5月1日以降に金融機関に受け付けされ、融資実行された分が対象です。
- ・ 借入日から令和2年12月31日までに発生する利息分のうち、令和3年3月31日までに支払う利息相当額を補助金として交付します。
- ・ 借入金に係る金利のうち1.7%相当額を補助上限とします。
- ・ 補助対象とする借入金は80,000千円を上限とします。

3 案内開始

令和2年5月27日（水）（予定）

4 問い合わせ先

京都府健康福祉部医療課地域医療係 TEL：075-414-4744

補助対象のイメージ

例) 借入金が100,000千円の場合

